

講義・演習・実習における障がいのある学生を支援する合理的配慮について

合理的配慮とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第1項及び第2項」に基づき、障がいのある学生または保護者等からの支援の申し出により、障がいのない学生と同等の受験機会及び修学機会を確保するため、学生の障がいの状態や特性の確認と支援内容に対する学生との合意形成を経て、必要且つ適切な措置を行うものです。

■対象となる学生

障がい者、即ち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他難病、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

■申請と支援開始までの流れ

1. 学生および保護者等が申請します。
※申請についてはチューター（学生個別担当教員）に相談してください。
2. 看護学部障がい学生支援委員会委員長が学生と面談し、①～③の事項について確認します。
 - ① 障がいの状況、通院状況や服薬状況
 - ② 学習上の困難とこれまでの学習における対応
 - ③ 支援を必要とする内容
3. 看護学部障がい学生支援委員会が開催され、合理的配慮の可否とその内容について検討します。合理的配慮が必要であると判断された場合は、支援方針、合理的配慮の具体的内容、受講・実習中止条件を設定し、教授会での承認後、当該科目責任者および実習施設との調整を図ります。

■申請時に必要となる書類

1. 講義・演習・実習における障がいのある学生への支援に関する申請書（様式1）
※様式1は事務室前のボックスに入っています。
2. かかりつけ医の診断書
*診断書について様式は問いませんが、講義・演習・実習遂行の可否に対する主治医等の見解や具体的対応の内容が記載されていることとします。
*必要に応じて学校医または専門医の診断を求める場合があります。

■申請時期

原則として、前期・後期開始1か月前までとします。新入生は、前期開始後1か月以内に申請することとします。

■合理的配慮の例

- ・講義室内での座席位置の配慮
- ・講義・演習中に入退室を許可すること
- ・学外実習場所への移動手段の配慮
- ・実習場所での休憩場所の確保 など
- ・補助器具（タブレット、スマートフォン、補聴器、サングラス等）の使用許可

■申請窓口

学務部看護学事務課